

下請工事の発注・施工に当たっての注意事項について

公共工事を受注した元請業者は、下請工事の発注・施工に当たって次の事項を遵守してください。

1 一括下請負（いわゆる「上請け」も含む）の禁止

請け負った工事を一括して他の建設業者に請け負わせる、一括下請負は、建設業法で禁止されており、下請業者が、たとえ技術力・信用ともに優れた大手建設業者（いわゆる「上請け」）であっても、一括して請け負わせた場合には、建設業法違反となります。

下請業者を使用する際は、「上請け」の場合も含め、一括下請負にならないよう十分注意するとともに、元請負業者として、下請負工事を含めた工事全体の施工に実質的に関与し、適正な工事の施工に努めるようにしてください。

2 下請契約の締結

下請契約は建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した契約書で締結することとし、下請代金の設定等について元請と下請が対等の立場で協議し、決定したうえで、契約を行うよう努めてください。

なお、不必要な重層下請契約は、下請代金の不払いや欠陥工事等のトラブルの原因となるため行わないでください。

3 下請負人通知の提出

下請契約を締結したときは、下請負人通知書を工事の発注課所に提出してください。

4 施工体系図の作成

重層的な施工体制を明示するため、各下請負人の施工分担関係を表示した施工体系図を作成し、監督員に提出するとともに、工事現場に提示してください。

5 施工体制台帳の作成

下請契約の請負代金の総額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となるときは、施工体制台帳を作成し、監督員に提出するとともに、工事現場に備えつけてください。

6 下請代金の支払い

下請代金の支払いについては適正に行うとともに、下請業者の倒産、資金繰りの悪化等により、関係者の間で、請負代金や賃金の不払い、資材納入・リース・運送に係る代金不払い等、不測の損害が生じないように十分配慮してください。